

論点及び今後のスケジュール

1. 論点

●再発防止策

- － P C I 事件を踏まえて発表した再発防止策の評価
- － 他ドナーの不正防止策の我が国への適用可能性
- － O D Aにおける現行の不正腐敗防止制度の問題点・改善の余地の有無（措置規定のあり方等）
 - ・ 現行の措置規定の見直しの可能性（措置期間、再犯企業ⁱに対する対応（O D A事業から排除可能か）等）
 - ・ 国内公共事業等における措置とのバランス

●企業との関係

- － 不正を行う企業が発生する要因
- － 業界団体への注意喚起以外（啓蒙活動等）の措置を取り得るか

●相手国政府への対応

- － 企業に対する措置に準じてO D A供与を止めるべきか
- － 相手国の意識改革にどう取り組むか
- － そのために日本として執りうる措置はあるか（例えば、特に円借款を多額に供与している国を対象にガバナンス強化のために、より多くの資金を振り向けてはどうか）

●不正腐敗防止に投入するコストをどのように考えるのか

- － 対 迅速化
- － 対 J I C A技協予算、有償勘定経費等
- － 対 政府、J I C Aのマンパワー
- － 対 相手国政府との関係

2. 今後のスケジュール

第2回 諸外国における不正防止制度の紹介・我が国への適用の検討

第3回 関係者ヒアリング（コンサルタント、コントラクター）

第4回 報告書の取りまとめ（具体策）

（必要に応じて、追加開催あり）

i PCI社は、平成16年9月～18年3月にわたって合計18か月間、コスタリカにおける開発調査に端を発した再委託契約業務をめぐる不適切な経理処理に対して、指名停止措置を受けている。その後、内閣府の遺棄化学兵器事業に関して、PCI元役員が特別背任容疑で逮捕されたことに伴い、外務省及びJBICは9か月の自粛要請を申し入れた（JICAは9か月の指名停止）。（詳細別紙）

平成16年9月：PCIが実施したコスタリカ開発調査案件で、再委託契約における不正が判明

平成17年6月：新たに4カ国、4案件の不適切な経理処理が判明

平成18年1月：JICAが以下の再発防止策を導入

①一定額以上の再委託契約時における職員の立会い

②再委託先に対する契約内容の直接確認

③再委託契約業務の完了報告・成果品の確認徹底

④現地監査法人等現地外部機関による再委託契約業務実施結果の抽出検査

⑤事前承認手続きの合理化などの手続きの見直し 等

平成18年9月：会計検査院が、11カ国13案件の不適切な経理処理を指摘

コスタリカ事件等にかかる経緯

